

○邑南町議会傍聴規則

平成16年10月8日
議会規則第2号

(趣旨)

第1条 [この規則](#)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券)

第3条 議長は、必要があると認めるときは、[前条](#)の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

5 傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。

6 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

7 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の数の制限)

第4条 議長は、必要があると認めたときは、傍聴人の数を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃刀器、棒、つえ(病気その他の理由により議長の許可を得た者を除く。)その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさ等を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、電話器(電源を切っているものを除く。)、撮影並びに録音用機器及び映写機等を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者は除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器等を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダル等を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、[前項第1号](#)から[第5号](#)までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、[前項](#)の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 帽子、外とう、襟巻等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合には、この限りでない。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 他人の迷惑となる行為をしないこと。

(7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が[この規則](#)に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

[この規則](#)は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月21日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。